⑤　本人

「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

⑥　保有個人データ

「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する個人データをいう。

ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもののほか、６か月以内に消去（更新することは除く。）することとなるものを除く。

ア　本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

（例）

・　児童虐待や配偶者暴力等に係る被害の援助団体が有する被害者等の情報

イ　違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

（例）

・　不審者情報やクレーマー情報、総会屋情報

・　暴力団等の反社会的勢力情報

ウ　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

（例）

・　要人の行動予定情報、防衛機密情報

エ　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（例）

・　警察等から受けた捜査関係事項照会の対象情報

・　犯罪収益との関係が疑われる取引（疑わしい取引）の届出の対象情報

⑦　公表

４⑵②、５⑵及び⑷の規定（法第18条第１項、第３項及び第４項）にいう「公表」とは、広く一般に内容を発表することをいう。ただし、当該発表については、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法により行われるものとする。

（例）

・　自社ホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所への掲載

・　事業所の窓口等への書面の掲示・備付け

・　パンフレット等への記載・配布

⑧　本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）

８⑴①及び⑺の規定（法第24条第１項）にいう「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合その他の本人が知ろうとすれば、常にその時点での正確な内容を知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により実現されるものとする。

⑨　本人が容易に知り得る状態

７⑶及び⑷の規定（法第23条第２項、第３項、第４項第３号及び第５項）にいう「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法により実現されるものとする。なお、１回限りの「公表」では取組の程度として不十分である。

⑩　本人に通知

「本人に通知」とは、本人に直接内容を知らしめることをいい、本人に内容が認識されるように事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法により行われるものとする。

（例）

・　口頭（面談、電話等）

・　書面（手交、郵送、Ｅメール、ＦＡＸ等）

・　使者

⑪　（個人データ又は保有個人データの）提供

保有個人データの定義規定（法第２条第５項）、７⑴から⑷までの規定（法第23条第１項、第２項及び第４項）にいう個人データの第三者への「提供」並びに８⑷②及び③の規定（法第27条第２項及び第３項）にいう保有個人データの第三者への「提供」とは、個人データ又は保有個人データを第三者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ又は保有個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、備付けやネットワーク等を利用することにより、個人データ又は保有個人データを第三者が利用（閲覧を含む。）できる状態にあれば（その権限が与えられていれば）、「提供」に当たる。

⑫　本人の同意

４⑵③、⑶、⑷及び⑸の規定（法第16条）並びに７⑴、⑵及び⑷の規定（法第23条第１項）にいう「本人の同意」とは、本人が、個人情報取扱事業者の示す方法によって個人情報が取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提）。

また、同じく「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱方法に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法による必要がある。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

⑬　個人情報保護管理者

このガイドラインにおいて、個人情報保護管理者とは、財務省関係事業者の代表者によって指名された者であって、財務省関係事業者内部の個人情報の保護体制の実施、運用等について監督を行う者をいう。

３．このガイドラインの適用対象者の範囲

このガイドラインは、個人情報取扱事業者に該当する財務省関係事業者を対象とする。

また、個人情報取扱事業者に該当しない財務省関係事業者についても、法の基本理念（法第３条）を踏まえ、このガイドラインに規定されている事項の遵守に努めるものとする。

４．個人情報の利用目的に関する義務

⑴　利用目的の特定【法第15条第１項関係】

財務省関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、財務省関係事業者において個人情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できるよう努めるものとする。

（例）

・　単に「事業活動のため」、「お客様サービスの向上のため」といった抽象的な内容を利用目的とすることは、「できる限り特定」したことに該当しない。